

法人課税のあり方等に関する意見

特別委員 石井 隆一  
(富山県知事)

**1 地方法人課税の見直しと地方税源の偏在是正について**

- 地域間の税源偏在是正を早急に図るための暫定的な措置として平成20年度の税制改正により創設された地方法人特別税制度は、地方分権の基本的考え方である地方税の拡充といった観点からは異例の制度であり、廃止等を図ることを基本とすべきであるが、これを復元すると税収格差が今より拡大してしまうといった課題がある。
- したがって、今回の地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正することが必要であるが、偏在性の小さい地方消費税においてさえ、以下のような課題がある。
  - ① 一人当たり税収で最大約2倍の格差があり、地方消費税の充実だけでは大都市部の税源がより拡充される
  - ② 個々の地方団体で見ると税収と社会保障給付支出とに不均衡が生じる
  - ③ 今回の地方消費税の充実により人口一人当たり税収の格差が縮小したとしても、あわせて地方法人特別税制度を廃止し、同制度創設前の地方法人課税制度に単純に戻した場合には、逆に、この格差が拡大することが見込まれる
- このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の確立を図る観点から、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

(参考1) 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b> <b>2,100億円</b> <small>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</small>	歳入(A')	<b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b> <b>1兆3,100億円 ①</b> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <b>臨時財政対策債の減少</b> <b>△5,300億円 ②</b> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <b>① + ② = 7,800億円</b>
歳出(B)	<b>社会保障関係費の増加額</b> <b>900億円</b>	歳出(B')	<b>社会保障関係費の増加額</b> <b>7,800億円</b>
<b>(A) - (B) = 1,200億円</b>		<b>(A') - (B') = 0</b>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。  
 注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。(H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より)

(参考2) 消費税10%導入による都道府県税収の変動

平成23年度 都道府県税+地方法人特別譲与税 人口1人あたり税収額 最大 183,919 円/人 最小 79,252 円/人 最大/最小 2.32 倍	→	地方消費税 1.0% → 2.2% 引上げ後 人口1人あたり税収額 最大 217,366 円/人 最小 97,612 円/人 最大/最小 2.23 倍
	→	地方法人特別税及び譲与税が 廃止された場合 人口1人あたり税収額 最大 229,256 円/人 最小 93,676 円/人 最大/最小 2.45 倍

※人口は住民基本台帳人口 (H24.3.31現在)  
 ※都道府県税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額。  
 (H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より)

## 2 法人実効税率の見直しについて

- 成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日）においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される場所である。
- このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。